

# 金融商品取引法上の特定投資家制度（プロ・アマ制度）のご案内

## 1. 特定投資家制度（通称：プロ・アマ制度）とは

平成19年9月30日より施行された金融商品取引法（信用金庫法において準用する場合を含みます）では、金融機関はお客様を「特定投資家（プロ）」と「一般投資家（アマ）」に区分して、金融商品の販売・勧誘を行うという特定投資家制度（通称：プロ・アマ制度）が設けられました。

お客様が「特定投資家（プロ）」に該当する場合には、当庫がお客様に金融商品を販売・勧誘するにあたり、当庫が遵守すべき法律上のルール（行為規制）が、一部適用除外となります。

## 2. 特定投資家に該当するお客様

法律上、「特定投資家」とされるお客様は以下のとおりです。

- ① 資本金の額が5億円以上の株式会社
- ② 上場企業（金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社）
- ③ 地方公共団体、特殊法人、独立行政法人
- ④ 外国法人
- ⑤ 特定目的会社、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、金融商品取引業者、特殊業務届出者
- ⑥ 国、日本銀行、適格機関投資家

☆上記①～⑥の「特定投資家」に該当しないお客様は、原則として「一般投資家」となります。

お客様が以下の場合には直ちに当庫までお知らせください。

- 現在は上記①～⑥に該当せず「一般投資家」とされたお客様が、今後上記①～⑥に該当することになった場合。（例えば、資本金の額を増加させて、5億円以上となった株式会社、新たに上場した会社など）
- 現在は上記①～⑥に該当し「特定投資家」とされたお客様が、今後上記①～⑥に該当しなくなった場合（例えば、資本金の額を減少させて、5億円未満となった株式会社、上場を廃止された会社など）

## 3. 「特定投資家」に該当するお客様に適用されないルール

前記1. のとおり「特定投資家」に該当するお客様には金融商品を販売・勧誘する際に当庫が遵守すべき法律上のルール（行為規制）のうち以下のものが適用除外となりますのでご注意ください。

### 適用除外ルール

- ① 広告等の規制（金融商品取引法第37条）
- ② 取引態様の事前明示義務（金融商品取引法第37条の2）
- ③ 契約締結前の書面の交付義務（金融商品取引法第37条の3）
- ④ 契約締結時等の書面の交付義務（金融商品取引法第37条の4）
- ⑤ 保証金の受領に係る書面交付義務（金融商品取引法第37条の5）
- ⑥ 書面による解除（金融商品取引法第37条の6）
- ⑦ 適合性の原則（金融商品取引法第40条の第1号）
- ⑧ 最良執行方針に係る書面の事前交付義務（金融商品取引法第40条の2第4項）
- ⑨ 顧客の有価証券を担保に供する行為等の規制（金融商品取引法第43条の4）

## 4. 特定投資家から一般投資家へのご変更を希望されるお客様へ

「特定投資家」に該当されるお客様（上記2. の①～⑤に該当するお客様）は金融商品取引の勧誘、契約締結に際して「一般投資家」として取扱うよう、お申出をすることができます。

「一般投資家」としてのお取扱いをご希望されるお客様は、金融商品取引契約を締結される前までに必ず当庫所定の書面にてお申出下さい。お申出をいただいた場合は、当庫より承諾日等を記載した承諾書面を交付し、承諾日以降は、お客様を「一般投資家」としてお取扱いさせていただきます。（なお、承諾日以降、いつでも「特定投資家」への復帰をお申し出いただくことができます。）

平成22年4月1日の改正前に既に、同種類の金融商品取引契約に際して、「一般投資家」とみなされることをお申出のうえ、当庫から承諾書面を受領されている場合は、当該書面で記載された期限日以内の契約については、新たにお申出をいただくことなく「一般投資家」としての取扱となります。

なお、承諾書面に記載された期限日後の契約については、新たに期限日以降も「一般投資家」としてみなされることを希望されるお申し出をいただかないと法律上は「特定投資家」としてのお取扱となりますのでご注意ください。

特定投資家制度（プロ・アマ制度）について、ご不明な点がございましたら、以下の窓口までおたずねください。

川口信用金庫 資金運用部 金融商品推進課 TEL 048-253-3333

商号等：川口信用金庫 登録金融機関

関東財務局長(登金)第201号